

第6章 各主体に期待される役割及び圏域別の取組

1 各主体に期待される役割

本計画の実現には、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参画する意義を理解し、それぞれの立場や役割分担に応じ、環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

また、本県の健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくには、各主体の相互の連携や協働を推進し、活動の環を広げることにより、各主体がより一体となって取組を促進する必要があります。

(1) 県民の役割

私たちの便利で快適な日常生活が環境に様々な負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、現在のライフスタイルを環境により配慮したものに見直すとともに、身近なことから率先して環境保全のための行動をすることが求められます。

また、県民同士の連携、行政や事業者との協働の実践、更に、行政や事業者等の環境に関する取組に対する意見具申を行うなど、環境関連の施策や取組に対して積極的なかかわりを持つことが期待されます。

なお、これらの環境に配慮した取組や環境を意識した行動は、省エネ・省資源による家計の節約につながるほか、豊かな自然との触れ合いなど、私たちの生活を豊かで潤いのあるものにしていく側面もあります。

【期待される主な取組】

項目	取組事例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 環境教育、学習に積極的に参加する。・ 学校、地域、職場などで学んだことを家庭や地域において話し合い、互いに学びあって、環境に関する知識の輪を広げるとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図る。・ 日常生活における省資源、省エネなど、環境に配慮した行動の実践と普及拡大に努める。・ 環境活動団体や事業者などが実施する環境保全活動へ積極的に参加、協力する。・ 行政や事業者などの環境保全等に関する情報の収集など、環境に関する関心を高めるとともに、施策等の監視、提言などを行う。

地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境家計簿の利用などを通して、省エネ、省資源型のライフスタイルを実践する。 ・ 地元産の農産物、水産物、林産物などの利用を推進し、地産地消に努める。 ・ 住宅の建築に当たっては、省エネ型住宅を選択するとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用に努める。 ・ 家電製品等の購入の際は、省エネに配慮した製品やノンフロン製品を率先して購入する。 ・ 自家用車の利用を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩へできる限り転換を図る。 ・ エコカーの率先購入や、エコドライブを実践する。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。 ・ 温暖化防止対策として、森林保全のための活動や様々な講習会などに積極的に参加する。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグの持参や過剰包装の辞退など、ごみを出さないライフスタイルを実践する。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。【再掲】 ・ 分別回収や拠点回収など、リサイクルシステムへ積極的に協力する。 ・ ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする学習会や活動などに積極的に参加する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や生物多様性に関心を持ち、保全の重要性を理解し、保全活動への協力等に努める。 ・ 自然観察会など自然と触れ合う機会に積極的に参加する。 ・ 自然公園等の利用に当たっては、ゴミの持ち帰り、動植物の採取はしない、車両は乗り入れないなどのマナーを遵守する。 ・ 外来生物の拡大防止や駆除に協力する。 ・ 野生鳥獣との共存のため、地域ぐるみで被害防止、適正管理の対策に努める。 ・ 農山漁村の多面的機能が発揮されるよう、地域ぐるみで保全管理に努める。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の環境保全の取組や環境に配慮した商品、サービスの情報の収集に努め、これらの事業者の取組を評価するとともに、事業者への提言等を行う。 ・ 環境に配慮した製品やサービスを率先して選択する。【再掲】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元産の農産物、水産物、林産物などの利用を推進し、地産地消に努める。【再掲】
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車の利用を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩へできる限り転換を図る。【再掲】 ・ エコカーの率先購入や、エコドライブを実践する。【再掲】 ・ 洗剤の適量使用など、家庭でできる生活排水対策を実践する。 ・ 下水道や農業集落排水施設等への速やかな接続、又は、合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努める。 ・ 節水や雨水の利用など、水資源の保全に努める。 ・ 水源かん養などのための森林整備や農地保全活動への主体的な参加や協力をする。 ・ 家庭からの騒音や悪臭など近隣への影響に配慮する。 ・ 身近な生活空間、水辺の緑化や清掃、美化活動の企画や、積極的な参加を行う。

(2) 事業者の役割

事業活動においては、様々な資源やエネルギーを消費するとともに、二酸化炭素や産業廃棄物を排出するなど環境に与える影響が大きいことから、環境に関する各種法令を遵守することはもちろん、事業活動における資源やエネルギーの効率的な利用の促進や産業廃棄物の削減、地域の環境保全活動への参画など企業の社会的責任（CSR）に基づいた環境に配慮した取組が期待されます。

また、優れた技術開発力を基盤とした環境負荷の少ない新商品開発や環境への取組を促進するとともに、これらの環境に配慮した取組について、環境報告書等により積極的に情報を公開、発信するなど、環境と経済が相互に発展していくような社会の構築に向けた事業展開が期待されます。

【期待される主な取組】

項目	取組事例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSR活動として、環境教育、学習の機会の提供に努めるとともに、事業者自らもこれらの活動を積極的に企画し、また、参加・協力する。 ・ 行政や環境活動団体との連携や協働による環境保全活動の実施や支援に努める。 ・ 従業員に対し、環境に関する研修等を実施し、環境保全意識の高揚に努める。 ・ 環境報告書等を作成、公表し、環境負荷低減のための取組につい

	<p>ての情報提供に努める。</p>
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等に基づき、事業活動で発生する温室効果ガスの算定、報告、公表を行うとともに、排出量削減に向けた取組を進める。 ・ 環境マネジメントシステムの導入、省エネ診断の実施などにより、事業活動における温室効果ガスの削減や省エネ化を徹底する。 ・ 工場や事業場への再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を進める。 ・ 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した製品を率先して購入するグリーン購入に努める。 ・ カーボン・オフセット商品など環境に配慮した商品やサービスの提供に努める。 ・ CSR活動として、森林整備などの環境保全活動に積極的に参加、協力する。 ・ 従業員に対する環境教育を実施や、クールビズ、ウォームビズの実施に努める。 ・ 事業所を挙げてノーマイカー通勤デーの取組を進める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における廃棄物の3Rや資源及びエネルギーの効率的な利用を推進する。 ・ リサイクルに配慮した製品の製造、販売を積極的に推進する。 ・ 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した製品を率先して購入するグリーン購入に努める。【再掲】 ・ 自ら排出した廃棄物の適正処理を徹底する。 ・ 環境報告書などを作成、公表し、環境負荷低減のための取組についての情報提供に努める。【再掲】
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業の実施等に当たっては、自然環境及び生物多様性の保全への配慮を徹底する。 ・ 大規模開発事業に当たっては、法令に基づく環境影響評価を適切に実施する。 ・ CSR活動として、自然保護活動や生物多様性保全のための活動に参加、協力する。 ・ 外来生物の拡大防止のための管理等を徹底する。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの取得などに努め、自主的な省資源、省エネ活動等に努める。 ・ 自らの環境に配慮した取組等の情報の公表に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ C S R活動として、環境に配慮した取組を積極的に促進する。 ・ 環境負荷の少ない技術開発や商品開発などにより、環境ビジネスへ積極的に取り組む。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、土壌などの法令に基づく環境基準、規制を遵守する。 ・ ばい煙に係る排出基準の遵守とともに、排出量の削減に努める。 ・ 排水基準の遵守とともに、排出量の削減に努める。 ・ 原材料や廃棄物の適正処理などで土壌汚染の防止を徹底する。 ・ 騒音、振動、悪臭の発生防止対策を徹底する。 ・ 有害化学物質の管理と適正な処理を徹底する。

(3) 環境活動団体の役割

地域における環境保全活動の中核を担ってきた地域の自治組織やNPO等の環境活動団体は、それぞれの専門性や特徴を生かして、行政では対応できない柔軟で、幅広い活動を実施できることから、県民への活動の普及を更に進めるとともに、事業者や他の環境活動団体、行政との協働や連携を図り、積極的な環境保全活動を一層進めていくことが期待されます。

【期待される主な取組】

項 目	取 組 事 例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体の専門性や特徴を生かした環境教育、環境保全活動などを企画、実施する。 ・ 県民、事業者、行政などの環境保全に関する各種イベントなどにおいて積極的な連携を図り、環境教育、環境保全活動などを推進する。 ・ 地域における団体相互の連携と協働に努める。
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化防止対策などのイベントを企画し、県民等への情報提供や活動の普及を図る。 ・ 団体の持つノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言や、これらとの協働に努める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ問題やリサイクルなど循環型社会の構築をテーマとする学習会や、3R推進に関するイベントの実施などにより、県民のライフスタイルの見直しを支援する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護活動、自然観察会などを企画し、県民等の自然保護意識の啓発、普及に努める。 ・ 野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。 ・ 外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実

	<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した商品やサービスの購入促進運動などを行う。 ・ 専門性を生かして、環境ビジネスのシーズの提供を行う。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源かん養のための森林保全活動などを企画し、活動の普及拡大に努める。 ・ 地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。

(4) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らが事業者及び消費者として、事業実施の際に率先した環境に配慮した行動の実践が求められます。

また、県民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、環境教育・学習の推進、環境情報の提供及び各主体の環境活動への支援やパートナーシップの構築の推進などが求められます。

市町においては、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の実情に応じた環境保全施策の総合的な推進とともに、住民や事業者、地域の環境活動団体への環境保全意識の啓発や環境保全活動等に対する支援などが期待されます。

県においては、本計画の目標達成に向け、第4章、第5章で掲げた施策を総合的、計画的に推進し、各主体に対して積極的な取組を働き掛けるとともに、その達成状況の公表や適切な進行管理を行っていきます。また、広域的な取組が必要とされる課題に対しては、国や隣接県との協力や連携を図りながら、適切に対応していきます。

【市町に期待される主な取組】

項 目	取 組 事 例
環境教育の充実と環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた環境教育、学習を推進する。 ・ 住民、事業者、環境活動団体が実施する環境保全活動に対する支援に努める。 ・ 公民館など、地域の社会教育施設等の活用や連携に努める。
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた地球温暖化防止計画の策定などに努める。 ・ 省エネ設備や太陽光発電設備、エコカーなどを率先して導入する。 ・ ノンフロン製品を率先して購入するとともに、フロン類使用製品の廃棄、整備時における回収の徹底を図る。

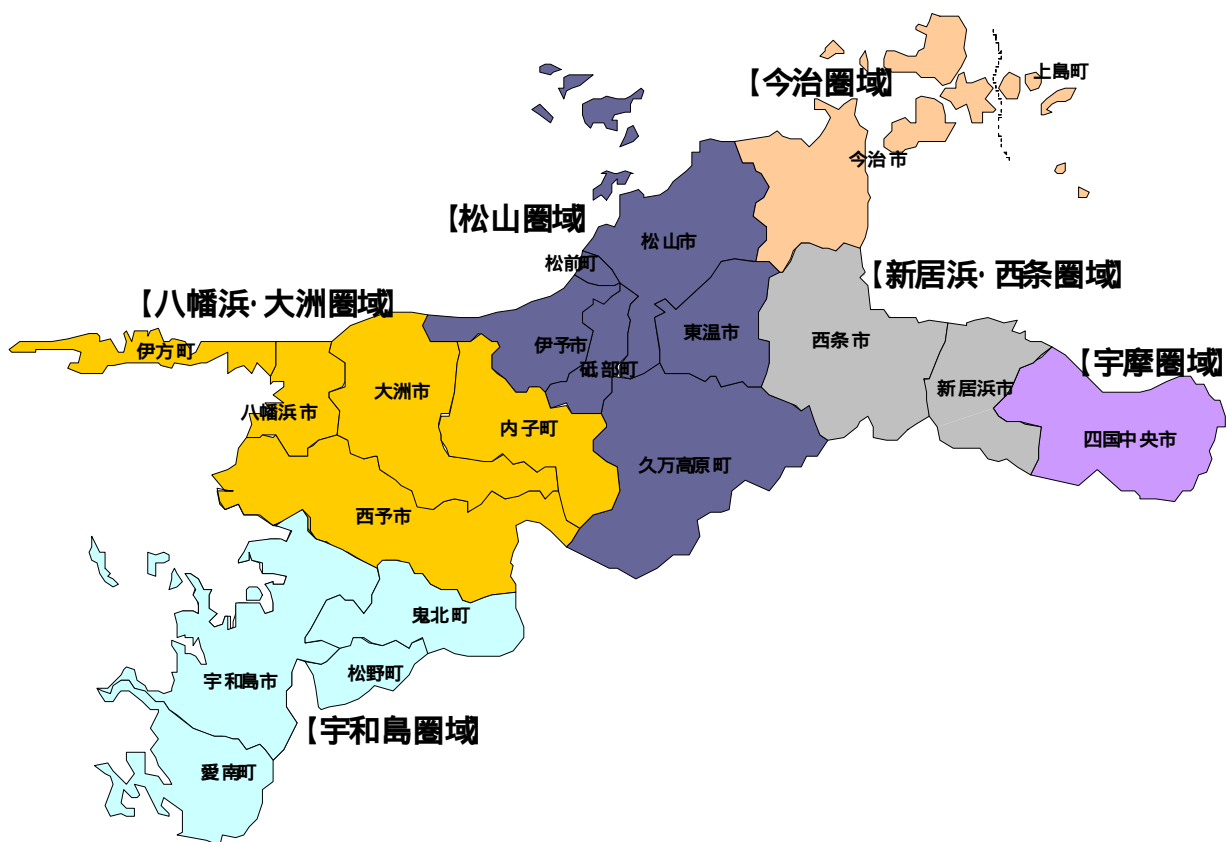
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の購入におけるグリーン購入等の率先実践に努める。 ・ 「愛媛県公共交通利用推進宣言」に基づき、環境負荷の少ない公共交通の利用促進に努める。 ・ 住民や事業者へ地球環境保全のための情報提供や温室効果ガス削減に向けた行動の普及、啓発に努める。
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別回収の徹底、処理施設の整備等により、適正処理、リサイクルを推進する。 ・ ごみの不法投棄など不適正処理の防止に努める。 ・ 物品等の購入におけるグリーン購入の率先実践に努める。【再掲】 ・ ごみの発生抑制、リサイクルのための普及啓発や環境学習を推進する。
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の状況を調査、把握し、保全が必要な地域の指定等を行う。 ・ 地域特有の自然環境の保護、回復を図る。 ・ 自然観察会など自然と触れ合う機会を創出するとともに、事業者や団体等が地域で実施する自然保護活動等への支援に努める。 ・ 地域の実情に応じて、農山漁村の多面的機能が発揮されるような整備を促進する。
環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの普及に努める。 ・ 環境ビジネスの創出や起業化に対する支援に努める。 ・ グリーン購入や環境配慮契約の普及に努める。 ・ 事業者に対する社会的責任（CSR）、住民、事業者に対する社会的責任投資（SRI）の意識の普及に努める。 ・ 環境に配慮した農林水産業の推進に努める。
生活環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や事業者に対し、エコドライブの徹底を周知、啓発する。 ・ 住民や事業者に対し、生活排水対策、近隣への騒音、振動、悪臭等に関する環境配慮の普及、啓発に努める。 ・ 光化学スモッグ注意報の発令など緊急時に、住民に対する適切な情報の提供、健康被害の防止に努める。 ・ 熱、光、かおり、音といった人間の感覚を重視したまちづくりを推進する。

2 圏域別の取組

本県は、自然条件や社会条件により、大きく東予、中予、南予の3つの地域に区別され、さらに日常生活や経済活動の舞台となる生活圏域として、「宇摩圏域」「新居浜・西条圏域」「今治圏域」「松山圏域」「八幡浜・大洲圏域」「宇和島圏域」の6つの圏域に区分することができます。

各圏域においては、自然的特性や産業構造の特徴などにより、地域が抱える環境課題が異なっていることから、重点的に取り組むべき施策も異なっており、以下の特徴的な取組を重点的かつ積極的に推進します。

圏域	構成市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市
今治圏域	今治市、上島町
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町



(1) 宇摩圏域

<圏域の特性>

全国的にも高度な技術集積を誇る製紙・紙加工を基幹産業としており、これらの工場、事業場からのばい煙や排水などの対策のほか、大量に使用する水の確保が重要となっています。

東西に走る法皇山脈により、瀬戸内海に面した北側の平野部と南側の山岳部（嶺南地域）に大きく区分されます。

市街地や工業用地が、北側の狭い平野部に集中し、住工混在の状況となっています。

工業用地の確保等のために海岸部の埋立てが進み、自然海浜は減少しています。

嶺南地域は、豊かな自然と美しい景観に恵まれており、様々なレクリエーション施設が整備されています。

- 嶺南地域を東西に流れる吉野川水系銅山川には、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムの3つのダムが整備され、製紙・紙加工業を支える工業用水や上水道の水源となっていますが、近年、少雨傾向により、毎年のように取水制限が行われています。

<重点的取組>

- 工場、事業場対策の推進

製紙・紙加工の工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音や悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

- 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を強化し、健康被害の未然防止に努めます。

- 産業廃棄物の再資源化等の推進

県内の産業廃棄物の大部分を占める製紙スラッジ焼却灰の発生抑制、減量化及び有効利用を促進するための研究・開発及びそれを踏まえた設備整備を促進します。

- やすらぎと潤いのある水辺空間等の整備

都市公園や埋立地を活用した親水施設など、緑と水辺空間等を整備し、快適な生活環境の創出に努めます。

- 自然との豊かな触れ合いの推進

嶺南地域の豊かな自然を生かしたエコツアーの実施など、自然との触れ合

いを促進します。

○ 水の効率的な利活用の推進

地域住民に対して節水を呼び掛けるとともに、工業用水の再利用技術の開発の推進などにより、排水量の削減と効率的な水利用を促進します。

(2) 新居浜・西条圏域

<圏域の特性>

化学、一般機械、電気機械、金属、造船等の大手企業を中心とした基礎素材型、加工組立型の産業が集積するとともに、エレクトロニクス、ファインケミカル、バイオテクノロジー等の先端技術産業なども立地しています。

○ 北部は、瀬戸内海に面した平野が広がり、海岸部に埋立地が連たんだ臨海型工業地帯が形成されています。

南部は、西日本最高峰の石鎚山や瓶ヶ森などの山々が連なる雄大な山岳地帯となっており、国定公園の指定を受けた豊かな自然に恵まれています。また、国立公園である瀬戸内海の海岸では、多くの魚や貝とともに、カブトガニ等希少生物も生息する豊かな自然が残されています。

平野部は、豊富な水資源に恵まれ、県内有数の穀倉地帯であり、米、裸麦、野菜を中心に、イチゴ等の施設園芸、愛宕柿等の果樹栽培、花き栽培など多彩な農業が展開されています。

<重点的取組>

○ 工場、事業場対策の推進

工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音、振動、悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

○ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を整備し、健康被害の未然防止に努めます。

○ 事業活動における地球温暖化対策の推進

大規模な工場や事業場が集積していることから、工場等への省エネ施設の導入を促進するとともに、火力発電所における木質バイオマスの利用など、事業活動の様々な分野での温室効果ガスの排出量の削減を促進します。

○ 環境産業の創出と育成

先端技術産業等の集積する立地やノウハウなどを生かし、事業者等の研究

開発を促進し、環境に配慮した技術や商品開発など、環境産業の創出と育成に努めます。

○ 潤いのある水辺空間の創出

全国的にも稀な自噴水「うちぬき」や遠浅の自然海岸などの豊かな水辺空間を生かした快適な生活空間の整備を促進します。

○ 優れた自然環境の保全と希少野生動植物の保護

石鎚国立公園などの優れた自然環境を保全するとともに、自然との触れ合いの場所等として適切な管理に努め、利用の促進を図ります。また、これらの地域に生息する希少野生動植物の保護に努めます。

(3) 今治圏域

<圏域の特性>

タオルを中心とした繊維産業、造船、石材、製瓦、漆器など、地域資源や立地条件を生かした地場産業に加え、電機、石油精製、食品加工などの多種多様な製造業が数多く立地しています。

○ 瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海に浮かぶ大小およそ 100 の島々で形成される島しょ部からなり、瀬戸内海国立公園や奥道後玉川県立自然公園など変化に富んだ豊かな自然に恵まれています。

○ 本州と四国を結ぶ「瀬戸内しまなみ海道」は、世界有数の斜張橋や三連吊橋など個性的な橋が多数架けられ、瀬戸内海に浮かぶ多島美とのコントラストで、美しい景観となっています。

島しょ部を中心として、地域活性化に向けたグリーン・ツーリズムが盛んに企画、実施されています。

<重点的取組>

○ 生活排水対策の推進

瀬戸内海の水質や美しい景観を保全するため、地域の実情に応じた公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進します。

○ 工場、事業場対策の推進

工場、事業場から排出されるばい煙や排水、騒音、振動、悪臭などについて、法令や環境基準や規制基準に基づき、適切な処理、対策がなされているか、監視や指導の徹底に努めます。

- 環境と調和のとれた生活空間の整備
島しょ部などの地域特有の景観と調和のとれた生活空間の整備を推進するとともに、しまなみ海道の特徴である自転車の利用を島しょ部はもとより、陸地部にも拡大できるよう、自転車道などを整備したコンパクトな都市整備を検討します。
- 廃棄物の適正処理の確保
瀬戸内海の美しい自然環境を保全するため、ごみの不法投棄の防止対策に努めます。
- 優れた自然環境の保全
瀬戸内海国立公園の優れた自然環境を保全するとともに、エコツーリングやグリーン・ツーリズムの一層の活性化により、自然との触れ合いの場所等として利用の促進を図ります。
また、自然海浜をできる限り保全しながら海岸整備を進めるとともに、藻場の再生など、漁業や漁村の多面的機能を保全する里海づくりを推進します。

(4) 松山圏域

<圏域の特性>

- 本県の44.5%の人口を擁し、特に松山市は、圏域の78.8%の人口が集中しており、県内で唯一人口が増加傾向であることから、道路、公園や下水道施設の整備など中核都市にふさわしい都市機能の充実が重要となっています。
- 松山市では、水源を地下水と石手川ダムに依存していますが、石手川ダムでは毎年のように取水制限が行われるなど、安定的な水源の確保が重要となっています。
 - 松山市や周辺市町には、化学、一般機械、電気機械、食品加工などの大手製造業や県内の情報サービス業の大半が立地しています。
 - 平野部や重信川の流域に開けた堆積平野と緩やかな丘陵地帯からなり、海岸部は瀬戸内海国立公園に指定されています。また、石鎚国定公園の指定を受けた山岳部は、清流と深緑の豊かな自然景観に恵まれています。
 - 山間部の久万高原町では、豊富な森林資源に恵まれ、林業が盛んに行われています。
えひめエコ・ハウス、愛媛県立衛生環境研究所、まつやまRe・再来館、面河山岳博物館等の環境学習の拠点となる施設が立地しています。

<重点的取組>

生活環境の保全

人口の最大集中地域であることから、大気・水環境、騒音・振動・悪臭など、生活環境の保全に努めます。

○ 自動車からの温室効果ガス排出削減対策の推進

道路渋滞が多く発生していることから、交通管理システムの高度化や適切な道路整備など環境に配慮した交通体系の構築を図るとともに、公共交通機関への利用転換や自転車、徒歩での移動の普及、エコドライブの普及拡大などにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減に努めます。

○ 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進

森林の多面的機能が十分発揮されるよう、間伐の実施など、森林の保全と整備を促進するとともに、林業従事者の確保、育成などに努めます。

また、都市公園や街路樹など都市の緑化を推進します。

○ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの濃度の把握を行うとともに、緊急時の通報体制等を整備し、健康被害の未然防止に努めます。

○ 生活排水対策の推進

人口の集積地域であることから、公共下水道や合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。

○ 水源かん養機能の向上等

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、計画的な間伐やため池等農業水利施設の保全整備を推進します。

○ 水の効率的な利活用の推進

地域住民に対して節水を呼び掛けるとともに、雨水などの雑用水の利用促進、農業用水の効率的な利用及び工業用水の再生利用などを推進します。

○ 環境と調和のとれた生活空間の整備

歩道や自転車道の整備、電線等の地中化など、コンパクトで景観等にも配慮した都市整備を推進します。

○ 環境産業の創出と育成

化学工業などの技術の集積や、大学や公設試験研究機関が集中していることから、事業者等の研究開発や産学官の連携を促進し、環境に配慮した技術や商品開発など、環境産業の創出と育成に努めます。

環境教育・学習の支援

圏域内の環境学習の拠点施設の集積を生かし、先導的なモデルとなる環境教育・学習の支援方策の検討や取組の促進に努めます。

(5) 八幡浜・大洲圏域

<圏域の特性>

海岸部は、瀬戸内海国立公園や佐田岬半島・宇和海県立公園、内陸部には、肱川県立自然公園、四国カルスト県立自然公園があり、豊かな自然や美しい景観に恵まれ、野生動植物も豊富に生息しています。

- かんきつなど果樹の栽培や林業、水産業などの第一次産業の比重が大きい地域であり、一次産品を原材料とする食品加工や木材、縫製などの製造業が立地しています。
- 内陸部では、豊富な森林資源に恵まれた林業や、四国カルストなどでの畜産業が盛んに行われています。
- 重要伝統的建造物群保全地区となっている内子町八日市護国や西予市宇和町卯之町の町並みやのどかなみかん畑が広がる山間の風景など、地域特有の美しい景観が保存されています。
- 佐田岬半島には、四国唯一の原子力発電所である伊方原子力発電所や四国最大級の風力発電施設があります。

<重点的取組>

- 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進
森林の多面的機能が十分発揮されるよう、間伐の実施など、森林の保全と整備を促進するとともに、林業従事者の確保、育成などに努めます。
- 再生可能エネルギーの導入促進
風力発電施設の適正な管理と運用や、豊富な未利用バイオマス資源を活用したバイオマスエネルギーや中山間地域での小規模水力発電などの導入の促進に努めます。
- 水質浄化対策の推進
化学肥料や化学農薬の使用量の削減、家畜排せつ物の農地還元の促進や処理施設の管理による畜産排水の適正処理などに努めるとともに、ダム湖などの水質浄化対策を推進します。
- 原子力発電所及び周辺地域の安全確保
安全を大前提とした伊方原子力発電所の安全運転を推進するとともに、伊方原子力発電所及び周辺地域の安全対策の充実や原子力防災対策の強化、原子力や放射線に関する情報提供や知識の普及に努めます。
- 歴史的、文化的景観の保存と活用
歴史的、文化的建造物や町並みの保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを行い、積極的な活用に努めます。

- 希少野生動植物等の保護対策の推進
国立公園や県立自然公園などに生息する希少野生動植物の保護に努めるとともに、野生鳥獣の適正な管理を推進します。

(6) 宇和島圏域

<圏域の特性>

宇和海沿岸部は、典型的なリアス式海岸に縁取られ、内陸部は、四万十川へつながる広見川などの清流や豊かな森林が広がるなど、足摺宇和海国立公園や篠山県立自然公園にも指定されている美しい景観と豊かな自然に恵まれています。

- 第一次産業が産業の大きなウエートを占めており、農林業では、宇和海に面した傾斜地のかんきつ類の栽培、内陸部での米、野菜の栽培や豊かな森林資源を生かした林業が行われ、また、水産業では、全国屈指のぶり、まだい、真珠などの養殖漁業が盛んに行われています。

製造業については、豊かな水産資源を活用した食品加工があります。

- リアス式海岸の宇和海と段々畑の織りなす風景や山間部の棚田など、地域特有の美しい景観が保存されています。
- 豊かな自然や豊富な食材などの地域資源を生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの新しい観光の推進により、自然との触れ合いや都市部との交流の促進が期待されます。

<重点的取組>

- 再生可能エネルギーの導入促進
豊富な未利用バイオマス資源を活用したバイオマスエネルギーの導入の検討に努めます。
- 水質浄化対策の推進
化学肥料や化学農薬の使用量の削減などとともに、河川の水質浄化を促進し、清流の保全に努めます。
- 優れた自然環境の保全と希少野生動植物の保護
足摺宇和海国立公園などの優れた自然環境を保全するとともに、自然との触れ合い、レクリエーションの場所等として適切な管理に努め、利用の促進を図ります。また、これらの地域に生息する希少野生動植物の保護に努めます。

- 里地・里山、里海等の環境の保全と再生
農山漁村における農地や山林、沿岸海域の多面的機能の維持、保全を推進するとともに、地域特有の資源として再生、整備を進め、活用を検討します。
- 環境保全型農林水産業の推進
農林水産物の地産地消を促進するとともに、化学肥料や農薬の使用量の削減、計画的な森林整備、藻場や干潟の保全と再生など、環境に配慮した農林水産業の振興に努めます。
- 歴史的、文化的景観の保存と活用
地域特有の資源である段々畑や棚田などの景観の保存に努めるとともに、積極的な情報発信による活用に努めます。